道路交通法施行令第二十六条の三の三第二項第二号	同号の普通自動二輪車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第一号	同号の普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二号	同号の普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第三号	同号の普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号	同号の講習を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号ハ	同号ハの普通自動車又は普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号ロ	同号ロの卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号ハ	同号ハの教習の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号ホ	同号ホの普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第二号	同号の講習を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第二号ハ	同号ハの普通自動車又は普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第三項第二号	同号ロの卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十三条の六第三項第三号	同号の講習を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第四項第一号ロ	同号ロの卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十三条の六第四項第一号ハ	同号ハの教習の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第四項第二号	同号の講習を終了した者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号イ	同号イの書面を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号ロ	同号ロの卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号ホ	同号ホの成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の二第二号ロ	同号ロの卒業証明書を有する者

道路交通法施行令第三十四条の二第二号ニ	同号ニの成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第一号ハ	同号ハの成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第二号ハ	同号ハの成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ロ	同号ロの書面を有する者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ハ	同号ハの成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ニ	同号ニの成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第四号	同号の普通自動車仮運転免許を受けようとする者
道路交通法施行令第三十四条の五第五号	同号の成績を得た者
道路交通法施行令第三十七条の六第一号	同号の講習を受けた者
道路交通法施行令第三十七条の六第二号	同号の講習を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六第三号	同号の運転免許取得者教育の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号	同号の講習を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六の二第二号	同号の運転免許取得者教育の課程を終了した者
警備業法第五条第四項	同条第二項の認定証の交付を受けた者及び同法第七条第二項の規定による認定証の有効期間の更新を受けた者
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第十条第二項	同条第一項の犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十条第三項	やむを得ない理由により同条第二項に規定する期間を経過する前に同条第一項の申請をすることができなかった者
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第六条第三項	やむを得ない理由により同条第二項に規定する期間を経過する前に同条第一項の申請をすることができなかった者

（延長後の満了日）

第三条　満了日延長措置による延長後の満了日は、平成二十三年八月三十一日とする。

金融庁
○法務省告示第二号
財務省

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年一月法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十八日

金融庁長官　三國谷勝範
法務大臣　江田　五月
財務大臣　野田　佳彦